

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正

一 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の目的及び業務に学資の支給を追加するものとする事。 （第三条及び第十三条関係）

二 機構は、学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）を、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする事。 （第十七条の二関係）

三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができるものとする事。

イ 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

ロ 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。 （第十七条の三関係）

四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例によ

り、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。こと。  
(第十七条の四関係)

五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。こと。  
(第十七条の五関係)

## 六 学資支給基金

1 機構は、一の学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、2により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。こと。

2 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができるものとする。こと。  
(第二十三条の二関係)

七 機構は、学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務(学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする。こと。  
(第二十三条の三関係)

八 学資支給基金の運用について準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十七条の

規定に違反して学資支給基金を運用した機構の役員を二十万円以下の過料に処するものとする。

(第三十条関係)

## 第二 附則

### 一 施行期日

この法律は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。ただし、一部の規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

### 二 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(附則第四条関係)

三 その他関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第五条関係)